

【各論 1 2 項目目】

経済産業省（所管する法人を含む）が行っている研究とのオーバーラップ部分について具体的にご教示願いたい。また、経済産業省所管の研究機関と情報通信研究機構を民営化した場合の効果についてご教示願いたい。

- (1) 情報通信研究機構は、独立行政法人情報通信研究機構法に基づき、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究開発を行うという観点から、情報通信ネットワークや電波関係の技術の研究開発を中心に取り組んでいる。一方、経済産業省においては産業全体に係る技術の研究開発を実施しており、その一部として、情報通信関係分野ではコンピュータのハードウェアやソフトウェア、デバイス関係の研究開発を中心に取り組んでおり、両者の業務の間に重複はないものと認識している。

このような両者の役割分担については、政府のＩＴ戦略本部（本部長：内閣総理大臣）が決定した「e-Japan 重点計画-2004」において各省庁がそれぞれの役割分担の下で推進すべき諸施策が明記されているほか、毎年度の予算編成過程においても、研究開発施策間の重複を避けるため、内閣府の総合科学技術会議（議長：内閣総理大臣）が必要な調整を実施している。

- (2) また、情報通信研究機構においては、情報通信分野の発展を支える情報通信技術の研究開発のうち、基礎的でリスクの高いものやいわゆるデスバレーの克服に必要となる実用化まで長時間・高負担を要するものなど、基礎研究及び応用研究を中心に、民間企業において実施を期待することが困難である次世代の発展基盤となる技術の研究開発を実施している。したがって、情報通信研究機構を民営化した場合には、このような収益を見込むことが極めて困難である研究開発を実施するインセンティブが生じないことから、我が国の情報通信技術に係る研究開発の停滞を招き、情報通信分野全体の国際競争力の低下を招くおそれがある。

なお、経済産業省所管の研究機関を民営化した場合の影響についてはコメントする立場にないものと考えている。